

# 「長浜・戦国大河ふるさと博」シンボルキャラクター等の使用に関する要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、「長浜・戦国大河ふるさと博」(以下「戦国大河博」という。)のシンボルキャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

## (使用許可申請及び使用許可)

**第2条** キャラクターを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ「戦国大河博」の会長(以下「会長」という。)にキャラクター使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、許可を受けなければならない。

2 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査しキャラクター使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)または使用不許可書により通知するものとする。

3 会長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件(以下「許可条件」という。)を付することができる。

4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本(以下「見本」という。)を会長に提出すること。なお、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(1) 戦国大河博実行委員会事務局及び長浜市が広報活動を目的として使用する時。

(2) 戦国大河博実行委員会に属している団体・組織が広報活動を目的として使用する時。

(3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。

(4) その他会長が特に認めるとき。

## (申請書の添付資料)

**第3条** 申請書には見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

## (使用許可の期間)

**第4条** キャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から平成25年3月31日までとする。

## (使用許可の制限)

**第5条** 会長は、次のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許可しないものとする。

(1) 指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認められるとき。

(2) 公序良俗に反するとき。

(3) 「戦国大河博」また「石田三成」の信用、信頼およびイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用またはそのおそれがあると認めるとき。

(5) その他会長がキャラクターの使用について適当でないとき。

## (使用責任)

**第6条** 会長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターの使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑をおよぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

#### （第三者に対する権利侵害）

**第7条** 会長は、使用者がキャラクターの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

#### （使用許可の変更）

**第8条** 使用者は、許可事項に変更が生じるときは、キャラクター使用許可変更申請書（様式第2号）に使用許可書および変更後の見本を添えて会長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、変更後の見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

#### （使用許可の辞退申請）

**第9条** 使用者は、キャラクターを使用する必要がなくなったときは、キャラクター使用許可辞退届（様式第3号。以下「辞退届」という。）に、使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、辞退届の提出があったときは、その内容を審査し使用許可取消通知書により通知するものとする。

#### （使用許可の取消事由）

**第10条** 会長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

（1）使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。

（2）申請内容と異なるとき。

（3）第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 会長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 会長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

#### （使用実態の調査）

**第11条** 会長は、使用許可を受けたキャラクターの使用状況について、調査をすることができる。使用者は会長から要請を受けた場合は、キャラクターの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

#### （申請情報の取り扱い）

**第12条** 会長は、キャラクターの使用許可にあたり取得した申請者の個人情報を、長浜市個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

#### （使用料）

**第13条** キャラクターの使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

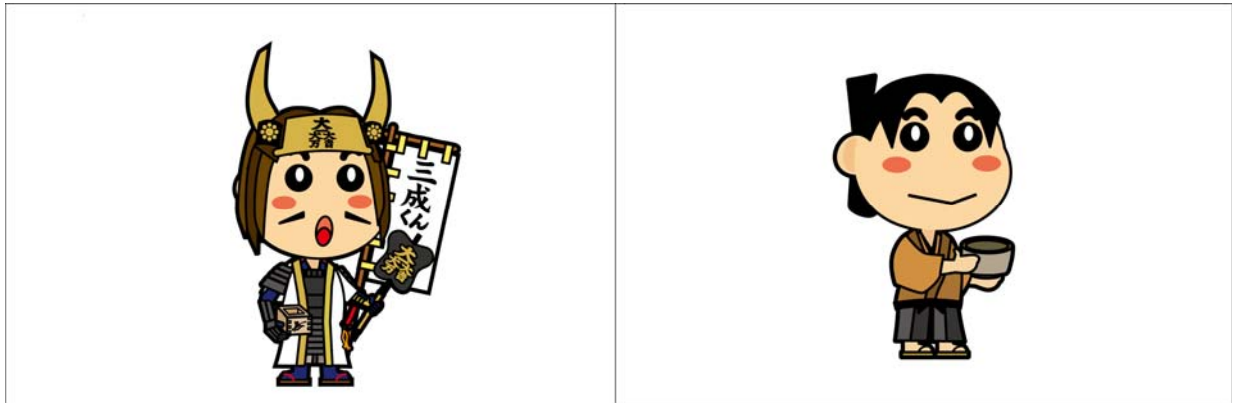
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月17日から施行する。

使用デザインガイドライン



三成くん

佐吉くん

※各種媒体に掲載の際は長浜・戦国大河ふるさと博のロゴタイトルとの併用の場合は、公式キャラクター三成くん or 佐吉くんと表記下さい。

単独での使用の場合は、長浜・戦国大河ふるさと博 公式キャラクター三成くん or 佐吉くんと表記下さい。

※形状について

- ①指定のサイズ比を変更してはいけません。
- ②回転、変形させてはいけません。
- ③色等を変更してはいけません。
- ④他の文字等と組み合わせ（かぶせる）てはいけません。

(様式第1号)

年 月 日

長浜・戦国大河ふるさと博実行委員会 会長 様

申請者 住所

氏名 印  
(連絡先: tel )

### キャラクター使用許可申請書

下記のとおり使用いたしたく、「長浜・戦国大河ふるさと博」シンボルキャラクター等の使用に関する要綱を理解し、遵守いたしますので、許可されるよう申請いたします。

#### 記

申請項目	キャラクター 三成くん ・ 佐吉くん
使用目的	
使用物等の名称	
上記の作成数量	
備考	

※使用見本（写真等）を必ず添付してください。

※デザインは、一切の変形（表情の変更等）を認めません。

(※以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請内容に基づいて許可してよろしいか。

決裁		受付	許可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘要				

(様式第2号)

年 月 日

長浜・戦国大河ふるさと博実行委員会 会長 様

申請者 住所

氏名 印  
(連絡先: tel )

### キャラクター使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

申請項目	キャラクター 三成くん ・ 佐吉くん
使用許可番号	
使用物等の名称	
変更事項	
変更の理由	
備考	

使用許可書（変更があったときは変更後のもの）及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。

(※以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請内容に基づいて許可してよろしいか。

決裁		受付	許可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘要				

(様式第3号)

年 月 日

長浜・戦国大河ふるさと博実行委員会 会長 様

申請者 住所

氏名

(連絡先: tel

印

)

### キャラクター使用許可辞退届

下記の理由により、本件キャラクターの使用を終了しますので、届け出ます。

記

申請項目	キャラクター 三成くん ・ 佐吉くん
使用許可番号	
使用物等の名称	
届け出の理由	
備考	

使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を必ず添付すること。

(※以下は、記載の必要はありません)

上記のとおり届け出があったので、報告します。

決裁		受付	許可	No.
		年 月 日	年 月 日	
摘要				

(様式第4号)

「長浜・戦国大河ふるさと博」シンボルキャラクター使用許可書

使用者の住所 および氏名	
使用目的	
使用商品等	
使用期間	
使用許可番号	
備 考	
許可条件	

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

長浜・戦国大河ふるさと博実行委員会  
会長

